

《 100周年記念定期 》

商品名	100周年記念定期							
お取扱期間	2021年4月1日(木)～2021年12月30日(木)							
ご利用頂ける方	個人の方							
期 間	定型方式：1年(単利型)							
お預け入れ	預入方法：一括預入 預入単位：1円単位 預入金額：お一人さま500万円以下 【一度のお取引でご契約可能な金額】							
	窓口でご契約いただく場合	ATMでご契約いただく場合						
	30万円以上500万円以下	現金の場合：30万円以上100万円以下 振替の場合：30万円以上500万円以下						
※すでにご契約いただいている定期預金からの預入の場合は対象外となります								
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。							
金 利	・金利はお預け入れ時のスーパー定期1年の店頭表示金利を適用します。 ・お預け入れ時の金利は満期日まで適用します。 ・金利は店頭、ホームページなどでご確認ください。							
利 息	・計算方法：付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算(単利)							
抽選権・当選権 (抽選番号)	・100周年記念定期30万円毎に1口の抽選番号が通帳、証書に表示されます。(端数切捨て) ・抽選番号は組、番号が自動的に採番されます ・ひとつの抽選番号での重複当選はありません。 ・抽選日前に解約された場合、抽選権は無効となります。 ・ご当選されたお客さまへは賞品をご登録住所へお届けいたします。 ・お客さまの住所、転居先不明などご連絡が取れない場合、当選を無効とさせていただきます。							
抽選	・抽選予定日 2022年3月6日(日) ・当選発表予定日 2022年3月7日(月) 青梅信用金庫店頭窓口、ホームページに掲載予定です。							
懸賞の内訳	・特賞 50本 ^{三井住友カード} VJ Aギフトカード10万円分 ・A賞 800本 うらがギフト だんべ ・B賞 1,200本 うらがギフト おっぺす ※当選した賞品は一時所得となり、確定申告が必要な場合があります							
付加できる 特約事項	・自動継続扱いの場合、総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした金利)。 ・マル優のお取扱いができます。							
中途解約時の お取扱い	・満期日前に解約する場合は、預金規定にもとづき、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。							
	<table border="1"> <tr> <td>預入期間</td> <td>適用利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </table>	預入期間	適用利率	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	
預入期間	適用利率							
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率							
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%							
	※小数点第4位以下切り捨て							

(次項へ続く)

<p>税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） <p>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税される為、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売総額の定めはございません。 ・証書式でご契約の場合、専用の記念証書を発行いたします。 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。継続後の商品はスーパー定期となります。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険の対象となります。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・この預金はスーパー定期{自由金利型定期預金(M型)}規定(単利型)、スーパー定期{自動継続自由金利型定期預金(M型)}規定(単利型)によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-00-2085）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>